

感染症、災害対応で奮闘する公務労働者の賃金・労働条件改善を 人事院、国家公務員ボーナス(一時金)0.05月削減を勧告

10月7日、人事院は、国会と内閣に対して、国家公務員の一時金削減を勧告しました。勧告では、国家公務員の一時金の年間支給月数が民間事業所の一時金支給数を0.04月上回っているとして、現在の一時金の年間支給数4.5月のうち、0.05月を期末手当から削減するとしています。(再任用職員の改定はなし=年2.35月)今年度は、感染症の影響で、民間給与実態調査の実施が大幅に遅れ、例年8月上旬から約2ヶ月遅れた勧告となっています。また、「月例給」については、今回示されておらず、今後、別途勧告が行われる見込みです。

◎人事院勧告による国家公務員の一時金支給月数

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月(支給済み)	1.25月(現行1.30月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
令和3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

月例給は別途勧告の見通し
国人勸は今後勧告される
大阪府人勸に大きな影響を
与えます。



いま求められる公務労働者の人員確保に言及しない不当な勧告

今回の勧告は多くの問題点があります。①公務員の賃金引き下げにより、すべての労働者の賃下げにつながる、②マイナス勧告は地域経済にも大きな影響、③慢性的な長時間労働の是正についても必要としながら、要員確保に踏み込んでいない、④非常勤職員の処遇改善につながる具体的な言及や方策が、まったく示されていないことなどがあります。

この間、コロナ禍や災害対応で懸命に奮闘を続けている公務労働者の長時間・過密労働解消に必要な人員の確保に言及していないことは極めて不当です。

大阪府人事委員会勧告については、国の人勸を参考にして今後勧告されます。府高教は、府労組連に結集し、少人数学級実施と教職員の長時間過密労働解消に必要な人員増、労働条件の改善、非常勤職員の条件改善、職責に見合う賃金の実現に向けて、全力をあげます。

＼だからみんなで！あなたも府高教へ！／

私たちの労働条件の改善や、子どもの教育条件の向上のために教職員で組織しているのが教職員組合(=労働組合)です。府当局・府教委と交渉を行えるのは組合だけです。安心して働き続けるために、これまでに様々な権利・制度を獲得し、また教育条件を前進させてきました。数は力です。一人ひとりの声は小さいから、あなたの声も加えさせてください。



あなたも府高教へ